



かつの土地改良区だより

令和元年度通常総代会開催



去る3月8日、令和元年度通常総代会が開催されました。

今年に入り新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、その対策として、国、県、鹿角市よりイベント等に係る開催基準が示され、「感染拡大防止のためマスクの着用や手指の消毒の徹底すること」「開催人数及び開催時間は必要最小限にとどめること」「会場のごまめな換気をするこゝろ」を実施しながらの開催となりました。

水路や施設にゴミを捨てないで！

農業用水路にゴミなどの不法投棄が多く見られます。大小様々な生活ゴミや、草刈り作業による刈り草等の投棄により、下流の農業用排水路が詰まり、悪臭の発生や水路からの用水溢流による水路破損、流量不足の原因となります。また、刈り草の放置も、雨風により水路に落ちて水路管理に支障をきたす問題となりますので、適切に処理するようお願いします。

**用水路は大切な財産です。
ゴミの投げ捨てはやめ、きれいにしましょう！**



ポイ捨て禁止

水土里ネットかつの
かつの土地改良区

〒018-5201
秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL 0186-23-3762 FAX 0186-23-8378
E-mail midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

かつの土地改良区

検索

令和元年度 通常総代会開催

＝総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です＝

去る令和2年3月8日(日)、午前9時半より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、令和元年度通常総代会が開催されました。総代会は先ず、小館副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、間瀬川地区総代の安保佐一氏が選任され議案審議に入りました。会議次第に従って令和元年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り、提出された23議案は原案通り可決されました。

【出席者数】 総代58名中（定数60名中欠員2名）、36名出席、書面議決書21名（出席率98%）

○令和2年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため令和2年度は次の事業を行います。

1. 維持管理事業

(1) かんがい施設関係

各地区の頭首工、ため池等については管理人を配する等、かんがいの確保に努める。

また、効率的な配水計画を定め、組合員へ徹底した水管理の周知を図る。

【かんがい期間】 開始予定：5月上旬 / 終了予定：8月下旬～9月上旬

(2) 用排水関係

用排水路の堰上げ、草払いを実施するとともに、利用上必要な施設の補修や改修等の適正管理を行う。

(3) 農業用道路

農道の補修及び敷砂利等を実施し保全を図る。

2. 県営事業

(1) 末広地区県営ほ場整備事業の円滑な推進に努める。

- ・高度土地利用調整事業（調査・調整事業）
- ・現地調整業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。
- ・換地業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。

(2) 新規県営土地改良事業地区の推進

3. 団体営事業

末広2地区高収益作物関連支援事業の円滑な推進に努める。

【事業内容】 土層改良 A=6.5ha

※耕土厚と耕土に含まれる礫石の除去を図る

【事業費】 31,000 千円（地元負担 15%・・・受益者負担：末広ファーム）

※新規事業参加要望があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡ください。

○令和2年度一般会計収支予算の議決

(千円)

予算科目(収入)	本年度予算額	前年度予算額	前年比	予算科目(支出)	本年度予算額	前年度予算額	前年比
土地改良事業収入	29,012	29,065	▲53	土地改良事業費	3,959	4,829	▲870
附帯事業収入	352	779	▲427	一般管理費	21,366	19,074	2,292
補助金等収入	1,418	100,536	▲99,118	負担金等	34,940	50,069	▲15,129
受託料収入	1,850	200	1,650	借入金返済支出	7,573	107,952	▲100,379
雑収入	1,085	1,206	▲121	他会計繰出額	6,920	5,556	1,364
借入金収入	34,560	49,688	▲15,128	選挙費	0	1,405	▲1,405
他会計繰入額	5,627	6,035	▲408	予備費	646	124	522
繰越金	1,500	1,500	0				
収入合計	75,404	189,009	▲113,605	支出合計	75,404	189,009	▲113,605

○令和2年度一般会計収支予算規模

一般会計	75,404,000 円
末広地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計	51,790,000 円
多面的機能支払交付金事務受託特別会計	79,000 円
仮受（償還金等）特別会計	930,000 円
地区除外決済金特別会計	138,000 円
基本財産積立金特別会計	17,475,000 円
財政調整基金特別会計	22,449,000 円

○令和2年度賦課金徴収の議決

令和2年度における、かづの土地改良区の経費は、定款35条の規定に基づき、下記の通り賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準 (10a当たり)				
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田		1,000 円	
		地区内の畑		500 円	
		末広事業地区		500 円	
		腰廻事業地区		300 円	
	維持管理費	花輪地区	地区内の農地	200 円	
		十和田地区		500 円	
		瀬の沢地区		500 円	
		間瀬川地区		200 円	
		末広地区		1,000 円以内	
	借入償還金等	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業 (維持管理基金含む)	田
				畑	1,854 円
				基金	245 円
		高屋地区	県営ほ場整備事業	田	5,622 円
		末広地区	県営ほ場整備事業		70 円以内
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業	4,035 円	
	大久保地区	5,267 円			
賦課期日	令和2年10月1日				
徴収期限	令和2年11月30日				
徴収方法	かづの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収する。				
賦課基準日	令和2年4月1日現在の土地原簿の地積による。				

賦課金口座振替について

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています。
農協口座をお持ちの組合員の方は、『**口座振替依頼書**』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。
 ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

かづの土地改良区



(0186)

23-3762

土地改良施設維持管理適正化事業 ～土地改良施設の長寿命化対策～

趣旨	採択基準	負担割合
<p>土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。</p> <p>それらの施設は、極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。</p>	<p>①対象施設 県土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設</p> <p>②整備補修の基準 (ア) 診断・管理指導の結果、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。 (イ) 団体営規模以上の事業により造成された施設 (ウ) 1施設当たりの事業費が200万円以上の整備補修等</p> <p>③整備補修工事の内容 (ア) 適正化事業 おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。 (イ) 施設改善対策事業 地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修</p> <p>④事業実施例 (ア) 適正化事業 水門扉の整備補修、電気設備の精密整備、門扉等の塗装、用水路の小規模補修しゅんせつ等 (イ) 設備改善対策事業 用水路の設備改善、水門・分土工等の整備補修等</p>	事業主体 40% 国 30% 県 30%
		<p>事業主体</p> 土地改良区 市町村 その他団体

令和2年度 農業基盤整備促進事業等事業案件一覧

今年度は下記の農業基盤整備促進事業があります。詳しくは土地改良区までお問い合わせください。

		戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 (農地整備型)		戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 (水利施設整備型)		水田畑地化基盤整備事業 (園芸作物産地形成事業)	水田畑地化基盤整備事業 (畑地化促進排水事業)	水田畑地化基盤整備事業 (耕作条件改善事業)	中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業	元気な中山間農業応援事業 (中山間水田畑地化整備事業)		
		県営	団体営	県営	団体営	県営	農業法人、集落営農組織 認定農業者	団体営	県営	県営	団体営	
事業工程	農業用排水施設	用排水路	併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種		必須工種 (補修・更新のみ)	—	必須工種 (補修・更新のみ)	必須工種	必須工種	
		農業用水利施設	併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種		必須工種 (補修・更新のみ)	—	必須工種 (補修・更新のみ)	必須工種	必須工種	
		地下かんがいシステム	必須工種		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	必須工種	
		モミガラ補助暗渠	必須工種 (暗渠排水と併せて実施する場合に限る)		併せ工種 (暗渠排水と併せて実施する場合に限る)		必須工種 (地下かんがい又は暗渠排水と併せて実施する場合に限る)	必須工種	必須工種 (地下かんがい又は暗渠排水と併せて実施する場合に限る)	必須工種 (地下かんがい又は暗渠排水と併せて実施する場合に限る)	必須工種 (地下かんがい又は暗渠排水と併せて実施する場合に限る)	
	農地整備	暗渠排水	必須工種		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	必須工種	
		区画整理	—		—		—	—	—	必須工種	—	
		区画拡大	必須工種		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	必須工種	
		土層改良	必須工種		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	必須工種	
		農用地の保全	併せ工種 (補修・更新のみ)		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	必須工種	
		農作業道整備	併せ工種 (補修・更新のみ)		併せ工種 (補修・更新のみ)		必須工種	—	必須工種	必須工種	併せ工種	
その他	必須工種のうち1つ以上 (併せ工種は農地整備受益地のみ)		必須工種のうち1つ以上 (併せ工種は水利施設整備受益地のみ)		必須工種のうち1つ以上	—	併せ工種 (ハード整備200万円以上で、ソフト支援実施可能)	必須工種のうち1つ以上	必須工種のうち1つ以上			
主な対象地域		整備済地域 (20a～30a以上)		整備済地域 (20a～30a以上)		整備済地域 (20a～30a以上)			中山間地域 (6法指定地域)	中山間地域 (山間農業地域、山間農業地域に準じる地域)		
									未整備地域			
事業案件	事業費	200万円以上 1億円未満	200万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 1億円未満	200万円以上 3,000万円未満	200万円以上	県負担 (1) 基本型 作業委託・委託費の1/3 (12,600円/10aを上限とする) 直営施工: 8,400円/10aの 定額助成	200万円以上	200万円以上 1億円未満 ※換地を伴う区画整理を 実施する場合200万円以上	標準タイプ 200万円以上	小規模タイプ 200万円未満	
	受益面積	20ha以上		20ha以上、1路線 の末端支配面積 5ha以上	5ha以上	—	—	—	—	—		
	受益者数	2者以上		2者以上		2者以上	—	2者以上	2者以上	2者以上		
負担割合	国	50%		50%		50%	—	ハード 50%	ソフト (定額) 300 ? 500 万円	ソフト (定率) 50%	55%	50%
	県	27.5%	10%	27.5%	10%	27.5%	定額助成	20%	—	—	30%	40%
	市町村 農家	22.5%	40%	22.5%	40%	22.5%	—	30%	—	50%	15%	1/2以内 ※農家負担0

21世紀土地改良区創造運動活動報告

「21世紀土地改良区創造運動」は土地改良区が、全土連や県土連、国、県、市町村の行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。この運動は、通称「21創造運動」と呼ばれ、平成13年度から全国で展開されています。「水土里ネットかづの」も平成15年から市内小学校を対象として、農業体験や施設説明などの活動をしております。

<農業体験学習（田植え）>

今年は八幡平小学校5年生の学習田体験農業活動に参加させていただきました。五月晴れの下、児童の家族や地域の方々のご指導を頂き田植えを行いました。子供たちは裸足で田んぼに入り、泥の感触を楽しみながら苗を植えていき、作業の大変さと楽しさを感じておりました。



<農業体験学習（稲刈り）>

昨年10月、八幡平小学校5年生を対象に春に田植えをし、子供たちの腰ほどまで実った稲を家族や地元の方々と協力し、慣れない手つきで楽しく刈り取りました。刈り取った稲は、手分けしてはさ掛けを行い、秋の楽しい1日を過ごしました。



「疏水のある風景」写真コンテスト2020

- 1. 題材** 農業用水路などの農業水利施設を含む農村の景観や農業水利施設とともに生きる人々、生活の様子、疏水を活用した地域づくりなど自由。ただし、作品に疏水が写っていることが条件となります。
※疏水とは、水田や畑地のかんがい用に利用する農業用水はもちろん、生活用水等にも活用するために新たに開削された水路をいう。
- 2. 応募方法** 平成31年1月以降に撮影した未発表（他のコンテストに応募していないもの）のものとする。四つ切り又は四つ切りワイドサイズのプリントを送付。
○画題、住所、氏名、年齢、職業、TEL、撮影日、撮影場所住所、疏水名及び施設の名称、作品や疏水に対する思い等を別紙応募票に記入の上、送付して下さい。
○締切日 令和3年1月8日（金）（当日消印有効）
○送付先

全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会） 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館別館4F 「疏水のある風景」写真コンテスト 係

- 3. 審査発表** 令和3年2月 全国水土里ネットのホームページで発表・紹介
- 4. 賞**
 - 最優秀賞 1点賞状賞品（3万円商品券）
 - 優秀賞 2点賞状賞品（1万円商品券）
 - 農林水産省農村振興局長賞 1点賞状賞品（7千円商品券）
 - 全国土地改良事業団体連合会長賞 1点賞状賞品（7千円商品券）
 - 入選 上記入賞を合わせて20点以内 賞状



土地改良区への届出は忘れずに!

組合員の資格に移動があった場合の届出

下記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の修正は行われません。

(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届出が無い場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届ください。

◎組合員資格得喪通知

組合員資格に変更があった場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出をお願いします。

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

■注意! 滞納賦課金は新組合員に継承されます■

◎農地の権利移動(農地の売買や賃貸借をする場合)の際は、賦課金滞納の有無にご注意ください。

その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。

◎競売物件には「土地改良区賦課金の滞納有り」と明記されておりますのでご確認ください。

—— 土地改良法 第42条第1項 権利義務の継承 ——

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は、一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は、一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは、一部についての権利の継承又は、第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は、一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

農地を農地以外へ転用する場合の届出

当土地改良区の地区内にある農地(田)を農地以外に転用するときは、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」等により届出をお願いします。また、決済金の納付が必要となります。

◎農地転用・地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等に転用するとき
- ②農地を地目変更等(田を畑にする場合など)により変更するとき

※公共事業用地(道路等)として買収された場合も届出が必要ですのでご注意ください。

※決済金とは、転用により農地が減少してしまうと、土地改良施設を維持するために、残された組合員の負担が増えてしまうので、農家負担の公平を図るために土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくことになっています。

管理施設を農業用以外に利用する場合の届出

組合員の農外目的及び組合員以外の者が施設を利用する場合、申請書を提出して頂きます。また、施設維持管理規程に基づき施設を利用する者から、その利用目的に応じて維持管理協力金を徴収させていただきます。

◎施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水(合併浄化槽設置時など)又は、用排水路占用
- ②農道占用

詳しくは、かづの土地改良区までお問合せください。

節水にご協力ください

かんがい用水として取水できる量は水利権により定められています。雨不足により渇水が起きると、取水制限を余儀なくされることもあります。土地改良区としても用水配分には十分気を配っておりますので、限られた水を有効に利用するためにも、日頃から節水へのご協力をお願いします。

- ・掛け流しをしない
- ・下流の事を考えた取水
- ・水路溝畔の管理

＝用水路での水難事故を防ごう＝

かんがい期を迎え、通常より用水路の水深も深く、流れも速い状態です。本土地改良区の管理する水路にも大量の水が流れており大変危険ですので水難事故にご注意ください。毎年のように各地で子供の水難事故が多く起こっています。用排水路やため池の周辺では絶対に遊ばないよう、大人の皆様から子供達と約束して、事故から子供達を守りましょう。

